新上五島町第2次行財政改革実施計画書 (平成23年度~平成27年度)

平成23年7月 新上五島町

第2次行財政改革実施計画 - 効果額試算表

(千円)

TD 40					(千円)
取組番号	取組項目	目標年度	歳入効果額	歳出効果額	担当課
1	財政運営適正化計画の策定・公表	H27			財政課
2	定員適正化計画に基づく職員数の削減	H27		1,274,000	総務課
3	ファシリティマネジメントの導入	H27			財産管理課
4	補助金の見直し	H27			財政課
5	負担金の見直し	H27			財政課
6	一般財源ベースでの抑制	H27			財政課
7	事業規模の縮小や休止、事業コストの削減、着手時 期の延期	H27		49,373	総合政策課
8	町債の新規発行の上限設定	H27			財政課
9	町債の繰上償還の実施	H27		514,170	財政課
10	水道事業における漏水対策の実施	H27		13,220	水道課
11	本庁での給水施設等の集中管理の実施	H27		△ 3,456	水道課
12	水道事業における未収金対策の推進	H27	6,715		水道課
13	診療所の経営健全化	H27			健康保険課 若松診療所 新魚目診療所
14	若松地区町営バスの民間委託又は民営化の検討	H24	465	△ 1,900	交通対策室
15	中長期の交通対策への取り組み	H26			まちづくり推進課
16	課税客体の的確な把握	H27			税務課
17	徴収率の目標設定と効果的な滞納整理(町税)	H27	60,000		税務課
17	徴収率の目標設定と効果的な滞納整理(国民健康保 険税)	H27	10,665		健康保険課
17	徴収率の目標設定と効果的な滞納整理(介護保険料)	H27	3,135		福祉長寿課
17	徴収率の目標設定と効果的な滞納整理(保育料)	H27	15,385		こども課
17	徴収率の目標設定と効果的な滞納整理(公営住宅使 用料)	H27	492		建築課
17	徴収率の目標設定と効果的な滞納整理(給食費・奨学金)	H27			学校教育課
	徴収担当者会議の実施	H27			行革推進本部
19	滞納者に対する子ども手当等充当依頼の仕組みづく り	H23			行革推進本部
20	ふるさと応援寄附金(ふるさと納税)のPR推進	H27			まちづくり推進課
21	受益者負担の原則、原価主義による使用料・手数料の見直し	H27			財政課
22	遊休町有財産の積極的処分	H27	125,000		財産管理課
23	町の広告媒体の拡充	H24	300		総務課
24	行財政改革研修会の実施	H27			総務課 財政課
25	町民の目線に立った行政運営の推進	H27			総務課
26	職員提案制度の活性化	H27			総務課 総合政策課
27	プロジェクトチーム制度の活性化	H27			総合政策課
28	町長と職員との意見交換会及び職場内ミーティング の実施	H27			総務課
29	職員研修の充実・強化	H27			総務課

取組 番号	取組項目	目標年度	歳入効果額	歳出効果額	担当課
30	専門性を高める人事管理システムの構築	H24			総務課
31	新たな人事評価制度の導入の検討	H27			総務課
32	行政評価の見直し	H27			総合政策課
33	事務改善の推進	H27			総務課
34	業務マニュアルの整備	H27			総務課
35	効果的・効率的な会議運営のルールづくり	H23			総務課
36	本庁と支所の情報共有	H27			総務課
37	事務手続の簡素化	H23			総務課
38	「事務事業・業務見直し推進ガイドライン」に基づ く民営化・民間委託の推進	H27			行革推進本部
39	民間委託等の実施効果と運営状況の把握	H27			行革推進本部
40	「公共施設見直し基本方針・実施計画」に基づく管 理運営の効率化	H27	△ 11,686	50,552	行革推進本部
41	(財)新上五島町振興公社の活用策とあり方の検討	H24	8,000		まちづくり推進課
42	行政組織の将来構想の策定	H26			総務課
43	周辺住民の不安の解消策の検討	H27			総務課 まちづくり推進課
44	駐在員制度の見直し	H25			総務課
45	保育所の幼保一元化も踏まえた統廃合計画の策定	H27			こども課
46	危機管理体制の強化	H25			総務課
47	定員適正化計画による職員削減と年齢構成に配慮し た採用の実施	H27			総務課
48	ワークシェアリング導入可能性の検討	H27			総務課
49	人事院勧告に基づく給与水準の見直し	H27			総務課
50	特殊勤務手当を含む諸手当の見直し	H27			総務課
51	業務効率化による時間外勤務の削減	H27		2,730	総務課
52	パブリックコメントの充実	H27			まちづくり推進課
53	各種審議会等への公募委員の拡充	H27			総務課
54	各種審議会等の公開、会議要旨の公表	H27			総務課
55	各種審議会等の委員への女性登用の推進	H27			総務課
56	町民アンケートの充実	H24			総務課
57	アダプト・プログラムの推進	H27		8,730	土木課
58	町民活動への支援体制・環境づくり	H27			まちづくり推進課
59	NPO・ボランティア等の支援	H27			まちづくり推進課
60	町政出前講座の実施	H27			まちづくり推進課
61	地域SNSの有効活用	H27			まちづくり推進課
62	協働のまちづくりの推進	H27			まちづくり推進課
63	情報公開の推進	H23			総務課
64	行政手続きの明示	H27			総務課
	合 計		218,471	1,907,419	

Ī	基本方針	I 財	 政運営の適	正化			
ŀ	重点項目	1 財	政運営適正	化計画の策定			
	具体的項		目標年度	期間中の主な取り組み(H2	23~H27)	平成23年度の取り組み計画	担当課
	財政運営適正化定・公表	計画の第	H27	 ◆ 長期的な視点に立った安定的な財政運営適正化計画を策定・2 民への周知を図る。状況の変化行う。 ① 適正化計画の策定・公表 ② 各年度決算後の状況に応じ見 	公表し、職員及び町 公に応じた見直しを	 ○ 財政運営適正化計画は平成23年3月 17日策定・公表済み ○ 平成22年度決算後状況に応じ見直しを実施予定 	財政課

	基本方針	I 財政	女運営の適	正化	
	重点項目	2 歳出	出削減に向	けた主要な取り組み	
	具体的項目		目標年度	期間中の主な取り組み(H23~H27) 平成23年度の取り組み計画	担当課
2	全 定員適正化計画 職員数の削減	に基づく	H27	◇ 簡素で効率的な行政運営の確立に向けて、職員定 数削減の数値目標を掲げた第2次定員適正化計画 に基づき、定員の適正化を図る。	総務課
				採用予定者41名〇 平成22年度末退職者 17名退職予定者109名平成23年度採用者 7名(平成27年度まで 68名の減)・10名の減※ 歳出効果額 1,274,000千円※ 歳出効果額 70,000千円	
3	³ ファシリティマ トの導入	ネジメン	H27	 ○ 町有資産のうち、土地・建物・設備を対象として経営的な視点から管理運営に要するコストの最小化や施設効用の最大化を図る。(ファシリティマネジメント) ① 対象財産(施設)の把握及び現状の調査 ② 施設の維持管理経費の削減目標数値の設定 ③ 対象財産(施設)の今後の方向性(解体・統合等)及び遊休施設・庁舎等の空スペースの有効活用の検討 	
				④ 施設等の長寿命化計画策定及び実施⑤ 施設等の建て替え時期の平準化計画策定及び実施	
4	4 補助金の見直し ※補助金の見事とは要性」・「有効性」・「公平性」を確保することを「成17年11月に策定さ	t、補助の「必 ^I 性」・「透明 目的とし、平	H27	◇ 定期的な見直しを行う。① 各年度の決算後公表② 各年度当初予算編成にあたり補助金交付基準に基づき見直しを実施○ 平成22年度決算後公表○ 平成24年度当初予算編成にあたり補助金交付基準に基づき見直しを実施	財政課

財政運営の適正化 基本方針 歳出削減に向けた主要な取り組み 重点項目 具体的項目 日標年度 期間中の主な取り組み(H23~H27) 平成23年度の取り組み計画 扫当課 5 負担金の見直し ◇ 定期的な見直しを行う。 財政課 H27 ① 各年度の当初予算編成にあたり負担金効果の検 IO H24年度当初予算編成にあたり負担 証を関係各課と実施 金効果の検証を関係各課と実施 財政課 H27 一般財源ベースでの ◇ 後年度の公債費負担の軽減を図るため、一般財源 抑制 ベースで投資的経費を抑制する。 ※公債費とは、地方自治体が借り ① 各年度の決算及び社会情勢・町内状況等を考慮 〇 財政運営適正化計画に従い、平成23 入れた借金の元金と利子の支払い しながらも、投資的経費の一般財源枠を11億 に要する経費のこと 年度当初予算編成方針において、投 と定め執行 資的経費の一般財源枠を11億円に設 ※投資的経費とは各種社会資本整 備など、支出の効果が長期にわた ② 優先すべき事業を関係各課と調整 る経費のこと (例)普通建設事 業費など H27 総合政策課 事業規模の縮小や休止、 ◇ 限られた財源を有効に活用するため、公共工事の 事業コストの削減、着手 縮小・休止、コスト削減、着手時期の延期等計画 時期の延期 を再検討する。 ① 各年度、各課において事業の見直しを行い、新 〇 平成23年度新上五島町振興計画につ 上五島町振興計画を調整 いて、平成23年度当初予算において 〈平成23年度振興計画〉 ハード事業 1.511.471千円(一般財源 110.339千円) ※ 歳出効果額 49.373千円 特別枠事業 847,358千円(一般財源 75,170千円) (H23振興計画-H23当初予算) ※振興計画とは、総合計画の実施 計画に相当し、基本構想、基本計 〈平成24年度振興計画〉 画の主旨にそって、現年度からの ハード事業 2.292.117千円(一般財源 303.527千円) 3ケ年分の事業を計上した事業計 画のこと 特別枠事業 2.213.993千円(一般財源 47.701千円) 〈平成25年度振興計画〉 ハード事業 3,307,191千円(一般財源 173,105千円) 551,102千円(一般財源 18,819千円) 特別枠事業

	基本方針	I 財政	対運営の適	正化			
	重点項目	2 歳出	出削減に向	けた主要な取り組み			
	具体的項目		目標年度	期間中の主な取り組み(H	23~H27)	平成23年度の取り組み計画	担当課
8	町債の新規発行 定	の上限設	H27	◇ 町債(町の借金)残高の増加で 行債の上限設定を行う。	を防ぐため、新規発		財政課
	※臨時財政対策債とは 一種。国の地方交付称 財源が不足し、地方交	対別会計の ₹付税として		① 財政運営適正化計画に従い、 を平成26年度まで20億円(く)に設定		○ 新規発行債の上限を20億円に設定	
	交付すべき財源が不足に、地方交付税の交付て、その穴埋めとして 地方公共団体自らに地 させる制度	対額を減らし 、該当する		② 財政運営適正化計画に従い、 を平成27年度は8億円(臨日 く)に設定			
9	町債の繰上償還	の実施	H27	 ◇ 後年度の公債費負担の軽減をB 適正化計画に沿って計画的な&			財政課
				① 各年度繰上償還を行う予定		〇 繰上償還予定額 756百万円	
				・平成23年度 756百万円・平成24年度 718百万円		※ 歳出効果額 126,612千円	
				・平成24年度 710日/J内 ・平成25年度 782百万円			
				平成26年度 968百万円	•		
				平成27年度 830百万円	(11)		
				※ 歳出効果額 514,170千F	9		
1	 ○ 水道事業におけ	る漏水対	H27	 ◇ 漏水対策による有収率向上を図] ්	○ 各配水池ごとに通常の配水量を把握	水道課
٦	策の実施	Civiciani		① 各配水池ごとに通常の配水量	を把握	○ 漏水が想定される場合は直ちに漏水調	3 1 2 1
				② 漏水が想定される場合は直ち		査の実施	
				③ 職員の漏水調査技術の継続と	ニスキルアップ	〇 職員の漏水調査技術の継続と向上を図	
				□ ④ 漏水調査の外部委託を検討 □ ⑤ 考ない」を浸水物知器の更新	=	る。	
				⑤ 老朽化した漏水探知器の更新	I	〇 漏水調査の外部委託を検討	

	基本方針	I 財政	攻運営の適	正化		
	重点項目	2 歳	L削減に向	けた主要な取り組み		
	具体的項		目標年度	期間中の主な取り組み(H23~H27)	平成23年度の取り組み計画	担当課
				⑥ 漏水調査の外部委託の一部導入 ※ 歳出効果額 13,220千円	目標有収率 85%※ 歳出効果額 2,644千円	
1	1 本庁での給水施 中管理の実施	設等の集	H27	 ◇事務効率化のため、本庁での給水施設等の集中管理を検討する。 ①水道施設維持管理業務の民間委託を実施 ②給水開始・停止に係る量水器の取付け・取外し業務の民間委託の検討及び実施 ③水質検査に係る採水業務の民間委託の検討及び実施 ④本庁集約管理に向けた事務事業の検討 ※ 歳出効果額 △3,456千円 	○ 水道施設維持管理業務の民間委託を実施○ 給水開始・停止に係る量水器の取付け・取外し業務の民間委託の検討○ 水質検査に係る採水業務の民間委託の検討	水道課
1	2 水道事業におけ 対策の推進 ※滞納整理事務手続要 付期限内に納付した者 期するため、滞納整理 続について必要な事項 の	要領とは、納 者との公正を 理等の事務手	H27	 → 未収金対策を推進する。 ① 滞納整理事務手続要領に基づく給水停止執行も踏まえた未収金対策取り組みの強化 ② 平成27年度までの各年度の目標数値を現年度100%、過年度20%とする。 ・平成22年度徴収率 現年分 98.7%・平成22年度徴収率 過年分 15.0% ※ 歳入効果額 6,715千円 	○ 滞納整理事務手続要領に基づく給水停止執行も踏まえた未収金対策取り組みの強化・目標徴収率 現年度 100% 過年度 20%※ 歳入効果額 1,343千円	水道課

	基本方針	I 財政	対運営の適	正化			
	重点項目	2 歳出	出削減に向	けた主要な取り組み			
	具体的項		目標年度	期間中の主な取り組み(ト	123~H27)	平成23年度の取り組み計画	担当課
1	3 診療所の経営健 ※診療所運営協議会と関する重要な事項を審明長の諮問機関としてもの	には、運営に S議するため	H27	 ◇ 診療所の経営健全化を進める。 ① 若松診療所・新魚目診療所となり、外来に特化する別患者数も減少傾向にあるため実に努め、諸経費の節減に変変。 ② 診療所運営協議会等で経営後・平成22年度 一般会計繰り104,985千円(若松) 84 	がとなったが、外来 か、検診業務等の充 なめる。 建全化に向け検討 出金	○ 検診業務等の充実に努め、諸経費の節減に努める。○ 運営協議会等で経営健全化に向け検討	新魚目診療所
1	4 若松地区町営バ委託又は民営化		H24	 	する。 養を改定 バス1台を増車。 など)について検討 移行するスケジュ	 ○月ノ浦地区へ路線延長、運賃表を改定 ○中古車(1台)を路線バスに改造し、バス1台を増車。幼・保専用車を廃車 ○民間委託の方法について検討 ※ 歳入効果額 465千円 ※ 歳出効果額 △1,900千円 	交通対策室

	基本方針	I 財政	女運営の適	正化		
	重点項目	2 歳出	出削減に向	けた主要な取り組み		
	具体的項		目標年度	期間中の主な取り組み(H23~H27)	平成23年度の取り組み計画	担当課
1	5 中長期の交通対 り組み	策への取	H26	◇ 新上五島町交通体系再編計画に基づき、中長期の 交通対策へ取り組む。		まちづくり 推進課
				① 新上五島町交通体系再編計画の検証と見直しを 新上五島町交通ネットワーク促進協議会の中で 議論済み。		
	※新上五島町交通体系 は、利便性と経済性の 将来的にも安定して維)調和が取れ 掛できる新		② 5年間を目途に新上五島町地域公共交通総合連 携計画を策定	て、実態にあった運行形態の検討を随	
	上五島町の交通体系を とを目的に平成20年 れたもの		③ 医療再編に伴う路線バスの利便性の向上策として岩瀬浦小学校校区から青方間に新規バス路線を導入	時行い、経費削減に努める。		
				④ 新規バス路線(浜串〜青方間、榊ノ浦中央〜 月ノ浦間)の利用状況の把握と改善点に関する 意見交換及び持続的な運行に向けたルール作り		
				⑤ 損失補償路線について、実態にあった運行形態 の検討を随時行い、経費削減に努める。		
				⑥ 新上五島町交通体系再編計画の検証と見直しを 新上五島町交通ネットワーク促進協議会の中で 議論し、計画の見直しを検討		

	基本方針	I 財政	対運営の適	正化		
	重点項目	3 歳入	確保のたる	かの主要な取り組み		
	具体的項		目標年度	期間中の主な取り組み(H23~H27)	平成23年度の取り組み計画	担当課
11	(2) 課税客体の的確 ※課税客体とは、税金 る対象や行為のこと ※軽自動車税の課税係 理要綱とは、軽自動車 保留又は除外すること 発出すること をして策定されたもの	が課せられ 留等事務処を 記税のよう にとを も ことを も も も も も も も も も も も も も も も も も も も	H27	① 未申告者への催告書等の送付 ② 償却資産未申告者に対して税務署提出資料による課税の実施 ③ 新上五島町軽自動車税の課税保留等事務処理要綱(平成18年制定)に基づく、課税保留等の事務を定施。	未申告者への催告書等の送付 償却資産未申告者に対して税務署提出 資料による課税の実施 新上五島町軽自動車税の課税保留等事 務処理要綱(平成18年制定)に基づく、 課税保留等の事務を実施 (平成22年度 未申告者数 457名)	税務課
1	7 徴収率の目標設 的な滞納整理(H27	① 滞納者を対象とした預金差押え等を継続 ② 「長崎県地方税回収機構」について、平成24年度以降も存続するよう要望していく。 ③ 徴収率目標数値を平成27年度まで、現年分98.5%、過年分10%と設定	滞納者を対象とした預金差押え等を継続する。 長崎県地方税回収機構について、平成24年度以降も存続するよう要望中 ・徴収率目標 現年分 98.5% 過年分 10% ※ 歳入効果額 12,000千円	税務課
1	7 徴収率の目標設 的な滞納整理(保険税)		H27	① 短期被保険者証、資格証明証を活用し、納税相 / ・ /	短期被保険者証、資格証明証を活用し 納税相談の機会を設け、収納率の向上 を図る。	健康保険課

基本方針	I 財政	女運営の適	正化		
重点項目	3 歳入	、確保のたる	めの主要な取り組み		
具体的項		目標年度	期間中の主な取り組み(H23~H27)	平成23年度の取り組み計画	担当課
17 徴収率の目標部 的な滞納整理(料)		H27	② 徴収率目標数値(平成27年度まで) 現年分 過年分 ・一般被保険者 96% 11% ・退職被保険者 98% 12% ※ 歳入効果額 10,665千円 ◇ 徴収率の目標を設定し、給付制限に関する丁寧な説明等に努め、制度への理解を深めてもらううことにより、効果的な滞納整理を推進する。(介護保険料) ① 催告状の送付(8月・12月) ② 分納による時効(不納欠損)の中断 ③ 年金支給月(4.6.8.10.12.2月)における戸別訪問による徴収・納税相談の実施 ④ 介護保険制度(給付制限等)に関する広報の充実 ⑤ 徴収率目標数値 現年分(普徴)徴収率 過年分徴収率 平成23~24年度 90% 16% 平成25~26年度 91% 17% 平成27年度 92% 18% ※ 歳入効果額 3,135千円	 ・徴収率目標 現年分 過年分 一般被保険者 96% 11% 退職被保険者 98% 12% ※ 歳入効果額 2,133千円 ○ 催告状の送付(8月・12月) ○ 分納による時効(不納欠損)の中断 ○ 年金支給月(4.6.8.10.12.2月)における戸別訪問による徴収・納税相談の実施 ○ 介護保険制度(給付制限等)に関する広報の充実 ・徴収率目標 現年分 90% 過年分 16% ※ 歳入効果額 326千円 	福祉長寿課

	基本方針	I 財政	女運営の適	正化		
	重点項目	3 歳入	、確保のたる	めの主要な取り組み		
	具体的項		目標年度	期間中の主な取り組み(H23~H27)	平成23年度の取り組み計画	担当課
1	7 徴収率の目標設 的な滞納整理(H27	◇ 徴収率の目標を設定し、差押えを含めた効果的な 滞納整理を推進する。(保育料)		こども課
				① 子ども手当等の臨時収入が入るときに、滞納たある世帯については、窓口での受け取りにしてもらい、保育料への納入をしてもらう。	-	
				② 滞納額が増加傾向にあるため、財産等の差し担 さえについて検討し制度化を図る。(税務課と 連携して行うことを検討)		
				③ 3ヶ月以上保育料を滞納している者については 四半期ごとに未納通知書を発送し、納付を促す		
				④ 制度化した滞納対策により、徴収率の向上を図る。	過年分 30%※ 歳入効果額 3,077千円	
				⑤ 徴収率目標数値を平成27年度まで、現年分 100%、過年分 30%と設定		
				※ 歳入効果額 15,385千円		
1	7 徴収率の目標設 的な滞納整理(定と効果 公営住宅	H27	◇ 徴収率の目標を設定し、差押えを含めた効果的な 滞納整理を推進する。(公営住宅使用料)		建築課
	使用料)			① 分納誓約の強化・見直し	○ 分納誓約の強化・見直し	
				② 連帯保証人への催告(滞納連続6ヶ月以上になった場合)	〇 連帯保証人への催告(滞納連続6ヶ月 以上になった場合)	
				③ 新規入居や年数の浅い入居者への啓発(新たた 滞納を出さない)		

基本方針	I 財政	女運営の適	正化		
重点項目	3 歳入	、確保のたる	めの主要な取り組み		
具体的項		目標年度	期間中の主な取り組み(H23~H27)	平成23年度の取り組み計画	担当課
17 徴収率の目標設めな滞納整理(奨学金)		H27	 ④「連帯保証債務履行の請求通知書」による連帯保証人への請求(滞納連続6ケ月以上になった場合) ⑤ 徴収率目標設定を現年度分については、毎年、0.02%の増とし、過年分については、毎年1%の増で設定 ※ 歳入効果額 492千円 ◇ 徴収率の目標を設定し、差押えを含めた効果的な滞納整理を推進する。(給食費・奨学金)※町歳入の対象外 ① 滞納額徴収体制の強化 ② 教育委員会内徴収班体制の編成 ③ 5月 整理月間 (毎月計画的徴収) ④ 6月、12月 徴収強化月間(徴収班による集中徴収) ⑤ 長期滞納者への、保証人等代位弁済請求 ⑥ 滞納者に対する子ども手当等支給金の充当で滞納給食費の徴収強化を図る。 ⑧ 徴収率目標数値(平成27年度まで)現年分 過年分・奨学金 100% 5%・給食費 100% 5% ・給食費 100% 5% 	○ 教育委員会内徴収班体制の編成○ 5月 整理月間 (毎月計画的徴収)○ 6月、12月 徴収強化月間(徴収班による集中徴収)○ 長期滞納者への、保証人等代位弁済請求	学校教育課

	基本方針	I 財政	女運営の適	正化			
	重点項目	3 歳入	、確保のたる	めの主要な取り組み			
	具体的項目		目標年度	期間中の主な取り組み(⊦	123~H27)	平成23年度の取り組み計画	担当課
1	8 徴収担当者会議	の実施	H27	◇ 各課の徴収担当者が、徴収のル ついて情報交換する機会を設定	きする。		行財政改革 推進本部
				① 徴収担当者会議の開催(年2〈主な議題〉・現状分析	20)	○ 徴収担当者会議の開催(年2回)	
				・徴収率向上への取り組みの ・困難事例への対処に関する ・差押えノウハウの共有 ・訴訟による債権回収検討等	意見交換		
1	9 滞納者に対する 当等充当依頼の	子ども手 仕組みづ	H23	◆ 計画による資権回収検討る ◇ 各種未収金に関して、滞納者に 等支給金の充当を働きかける(こ対する子ども手当		行財政改革 推進本部
	<0			① 関係課による検討会議で情報 を作成	服交換し、処理要領	○ 関係課による検討会議で情報交換し、 処理要領を作成	
				② 関係課において、子ども手 に対して連絡を行う。 (名	当支給日前に滞納者 毎年実施)	〇 関係課において、子ども手当支給日前 に滞納者に対して連絡を行う。	
2	○ ふるさと応援寄 るさと納税)の		H27	◇ 各種媒体を有効活用しながら、 者・帰省者等に効果的なふるる める。			まちづくり 推進課
				① 町のホームページと8月号の 付制度の周知広報を行う。)広報紙により、寄	〇 町のホームページと8月号の広報紙により、寄付制度の周知広報を行う。	
				② 寄付状況と利活用の状況にて 制度の周知を図る。	Oいても公表を行い	○ 寄付状況と利活用の状況についても公表を行い制度の周知を図る。	
				• 寄付状況・・・広報紙により	道時	※ 目標寄付件数 35件	

	基本方針	財政運営の適	正化		
Ī	重点項目 3 点	歳入確保のたる	めの主要な取り組み		
ľ	具体的項目	目標年度	期間中の主な取り組み(H23~H27)	平成23年度の取り組み計画	担当課
			• 制度周知、活用状況… 広報紙 • ホームページ より年1回		
			・寄付状況・・・HPにより年2回		
			※ 各公表における個人情報は寄付申込書により 公表を希望する項目のみ公表		
			③ 毎年の目標寄付件数を35件とする。		
			(平成20~22年度 平均寄付件数 32件)		
2	1 受益者負担の原則、原 主義による使用料・手 料の見直し		◇ 新町基準による料金平準化を含め、使用料・手数料について、受益と負担の公平性の確保のため見直しを行う。		財政課
	科の兄直し		① 随時見直し可能なものを除いては、概ね3年お きに全体的な見直しを実施	○ 随時見直しが可能なものは見直しを実施	
2	2 遊休町有財産の積極的 分	为処 H27	◇ 遊休化している町有財産の整理処分を積極的に進 める。		財産管理課
			① 有効活用が見込めない遊休地について積極的に 売払促進に努める。	〇 有効活用が見込めない遊休地について 積極的に売払促進に努める。	
			② 分譲地についても町のホームページを活用し、 地区回覧等で公募を行い販売促進に努める。	〇 分譲地についても町のホームページを 活用し、地区回覧等で公募を行い販売	
			③ 固定資産税評価替えに伴い単価の見直しを検討	促進に努める。	
			④ 分譲地売払目標を毎年、5区画と設定	• 売払目標 5区画	
			(分譲地残 70区画)	※ 歳入効果額 25,000千円	
			※ 歳入効果額 125,000千円		

基本方針 財政運営の適正化 重点項目 3 歳入確保のための主要な取り組み 具体的項目 日標年度 期間中の主な取り組み(H23~H27) 平成23年度の取り組み計画 担当課 23 町の広告媒体の拡充 H24 総務課 ◇ 広報紙等への広告掲載だけでなく、新たな広告料 収入の確保について検討・実施する。 ① 各自治体の情報収集 ○ 各自治体の情報収集 ② 関係課による運用等の会議 〇 関係課による運用等の会議 ③ 一部運用開始 〇 一部運用開始 ④ 本格運用開始 ・新規申込件数(目標) 2件 ⑤ 新規申込件数を毎年2件増とする。 ※ 歳入効果額 20千円 〈検討項目〉 ・HPバナー広告、発送用封筒、有料ゴミ袋、公用 車、ターミナル、公用車、ごみカレンダー、町からのお 知らせ、回覧板、その他 ※ 歳入効果額 300千円

ſ	基本方針	Ⅱ 人	材の育成			
Ī	重点項目	1 職	員の意識改	 革		
	具体的項		目標年度	期間中の主な取り組み(H23~H27)	平成23年度の取り組み計画	担当課
24	4 行財政改革研修	会の実施	H27	◇ 町職員を対象として、第2次行財政改革大綱及び町の今後の財政状況と定員管理についての研修会を開催し、行財政改革に関する意識を高める。		総務課 財政課
				① 第2次行革大綱策定後、平成22年度中の研修受 〇 未見講者数111名 を記述しています。	受講者及び新規採用職員への研修会 毎月2回実施	
				② 未受講者及び新規採用職員への研修会を毎月2 回実施	目標:全職員の受講	
				③ 財政運用状況の見直し(実績と計画)の職員へ の周知		
				④ 全職員を対象に再度研修会を実施(平成26年度)		
25	町民の目線に立 運営の推進	った行政	H27	◇ 町民サービス向上をはじめとして、町民の目線に 立った行政運営を心がけるための各種取り組みを 行う。		総務課
				① プロジェクトチームによる方針の検討	ロジェクトチームによる方針の検討	
					員の意識改革としてH24年度以降の 修実施計画を検討	
					遇研修会を実施	
				④ 住民サービスのための運動指針の徹底	民サービスのための運動指針の徹底	
				⑤ 引き続き、総合窓口課において住民アンケートの実施	き続き、総合窓口課において住民ア ケートの実施	
				⑥ マナーブック作成、文書作成研修		
L						

Ī	基本方針	Π	人材	の育成			
	重点項目	2	組織	風土の改	 革		
	具体的項			目標年度	期間中の主な取り組み(H23~H27)	平成23年度の取り組み計画	担当課
2	6 職員提案制度の	活性	化	H27	 ◇ 組織の枠を超えた自由な発想を政策に活かすとともに、職員の企画能力と業務改善意識の向上を目指し、職員提案制度の活性化を図る。 ① 提案内容の実現性を高めるため、政策提案に関して総合政策課が全庁的な視野での助言等を行う仕組みを職員提案制度に導入 ② 改善提案の活性化を図るため、各所属毎に改善リーダーを置き、改善リーダー研修会を実施 ③ 政策提案目標数は毎年5件 ④ 改善提案目標数は 	提案内容の実現性を高めるため、政策 提案に関して総合政策課が全庁的な視 野での助言等を行う仕組みを職員提案 制度に導入改善提案の活性化を図るため、各所属 毎に改善リーダーを置き、改善リーダ 一研修会を実施	総合政策課総務課
					・平成23年度~平成24年度は各班1件・平成25年度以降は1人1件	• 政策提案目標件数 5件 • 改善提案目標件数 各班1件	
2	7 プロジェクトチ の活性化	- Д;	制度	H27	◇ 多様化する行政課題に柔軟に対応するため、必要に応じ組織横断的なプロジェクトチームを編成し活用① 行政評価から政策評価への転換を図ることなどを検討するためのプロジェクト会議を実施予定	○ 行政評価プロジェクト会議の実施○ 政策プロジェクトチームの編成	総合政策課
	※行政評価とは、町かる事務事業等について等を用いて妥当性・有性を評価すること	、成果	!指標		② 次期の新上五島町総合計画を見据え、町の将来像などを検討するプロジェクトチームを編成		

	基本方針	Π	人太	か育成			
		2		は風土の改			
			水田水田	•		TCC 0.5年の取り知り記事	+0 1/-8
	具体的項	<u> </u>		目標年度	期間中の主な取り組み(H23~H27)	平成23年度の取り組み計画	担当課
2	野長と職員のミーの実施	見交	換ン	H27	 ◇ 活気ある職場づくりを進めるため、町長と職員の定期的な意見交換会を実施するとともに、職場内ミーティングを活性化させる。 ① 町長と職員の意見交換会を年間3回実施 ② 職場内ミーティングの活性化について検討し、実施 	 ○ 職場内ミーティングの活性化について検討し、実施 ○ 町長と職員の意見交換会の実施・第1回 7月実施 対象:主事補・主事・その他職員・第2回 10月実施 対象:課長補佐以上 	総務課

基本方針 人材の育成 Π 人材育成の推進 重点項目 期間中の主な取り組み(H23~H27) 具体的項目 日標年度 平成23年度の取り組み計画 担当課 29 職員研修の充実・強化 H27 総務課 ◇ 地域主権改革に対応できる人材の育成を目指し、 職員研修の充実・強化を図る。 ① 行政振興協議会が実施する職場内外研修会への ○ 行政振興協議会が実施する職場内外研 参加 修会への参加 ② 市町村アカデミー、国際アカデミーが主催する 〇 市町村アカデミー、国際アカデミーが 専門研修会への参加 主催する専門研修会への参加 ③ 職員による庁内研修会の実施 〇 職員による庁内研修会の実施 ④ 県等への派遣研修実施 ○ 県等への派遣研修実施 ⑤ 民間企業等への派遣研修の検討 ○ 民間企業等への派遣研修の検討 ⑥ 受講者目標数を毎年200名と設定 • 受講者目標数 200名

基本方針 人材の育成 新たな人事管理の導入 重点項目 期間中の主な取り組み(H23~H27) 具体的項目 日標年度 平成23年度の取り組み計画 担当課 ◇専門性の高い職員を育成する仕組みを構築する。 H24 総務課 30 専門性を高める人事管理 システムの構築 ① 専門研修の充実 ○ 専門研修の充実 ② 民間経験者の採用の検討 ○ 民間経験者の採用の検討 ③ 資格取得支援制度の検討 ○ 資格取得支援制度の検討 ④ 関係各課ヒヤリングの実施 ○ 関係各課ヒヤリングの実施 ⑤ 人事交流の検討 ○ 人事交流の検討 ○ 方針策定の検討 ⑥ 方針策定の検討 |31||新たな人事評価制度の導 H27 総務課 ◇ 職員の能力・実績を重視した人事管理を行うた め、新たな人事評価制度の導入を検討する。 入の検討 ① 勤務評定制度の試行及び本格運用 ○ 勤務評定制度の試行 ② 新たな人事評価制度に関する先進事例の収集 ○ 新たな人事評価制度に関する先進事例 と検討 の収集と検討 ※勤務評定とは、公務員において 人事の公正な基礎資料の一つとす るために、職員の執務について勤 務成績を評定し、これを記録する ことをいう

	基本方針	Ш	事務	 8事業の整	理合理化等				
ı	重点項目	1	行政	枚評価の有					
l	具体的項			目標年度	期間中の主な取り組み(H23~H27)	平成23年度の取り組み計画	担当課		
3	2 行政評価の見直	iし		H27	◇ 行政評価を更に有効活用するため、様式や運用等 の見直しを行う。		総合政策課		
	※事務事業評価とは、	※事務事業評価とは、行政の各分			① 事務事業評価及び基本事業評価の完全実施と公 表	○ 事務事業評価及び基本事業評価の完全 実施と公表			
	野において行われている各事務 業について、公共性、必要性、 当性等を踏まえ、指標を用いて 業の進捗状況や成果を評価する		る各事務事 必要性、妥 を用いて事		② 行政評価から政策評価への転換を図ることなど を検討するためのプロジェクト会議を実施	○ プロジェクト会議を実施 ○ 現行政評価制度の問題点を検証			
	٢			で成本 C OT III 9			③ 現行政評価制度の問題点を検証④ 政策評価として更に有効活するため、運用等の 見直しの実施	○ 政策評価として更に有効活するため、 運用等の見直の実施	

基本方針 事務事業の整理合理化等 重点項目 事務の効率化・迅速化・簡略化 具体的項目 日標年度 期間中の主な取り組み(H23~H27) 平成23年度の取り組み計画 担当課 33 事務改善の推進 総務課 H27 ◇ 職員の事務改善意識を高め、改善活動を活性化す ることによって事務の効率化等を進める。 ①改善リーダー研修会の開催 ○ 改善リーダー研修会(2回) 開催 ②改善ミーティング月間の設定 〇 改善提案 各班1件 ○ 優良事例の表彰 ③優良事例の表彰 平成23、24年度は1班1改善 平成25年度以降は1人1改善 34 業務マニュアルの整備 H27 総務課 【◇ 各課業務のマニュアル整備を進め、業務ノウハウ【○ 既存の業務マニュアルの利活用状況調 の共有と標準化を図る。 ① 既存の業務マニュアルの利活用状況調査 ○ 新たに必要な業務マニュアルの検討 ② 新たに必要な業務マニュアルの検討 ○ 業務マニュアルの作成、保管、更新ル ール制定 ③ 業務マニュアルの作成、保管、更新ルール制定 ◇ 効果的、効率的な会議運営のルールづくりを行う 総務課 H23 35 効果的・効率的な会議運 ■営のルールづくり ① 「会議運営のルール」制定 〇 「会議運営のルール」制定 ○「会議の手引き」の作成 ②「会議の手引き」の作成 (一般会議、研修会、講演会、その他) ○ 「司会進行マニュアル」の作成 ③ 「司会進行マニュアル」の作成

基本方針 Ⅲ 事務事業の整理合理化等 事務の効率化・迅速化・簡略化 重点項目 具体的項目 日標年度 期間中の主な取り組み(H23~H27) 平成23年度の取り組み計画 担当課 36 本庁と支所の情報共有 総務課 H27 ◇ 本庁と各支所間で定期的に意見交換することで、 地域の問題等を把握するとともに、情報共有と事 務の効率化を図る。 ① 課長会議にて、方針決定 ○ 課長会議にて、方針決定 ② 事務取扱担当者会議及び意見交換会の開催 ○ 事務取扱担当者会議及び意見交換会の 開催 ③ 会議の開催を平成24年度より毎年2回と設定 〈主な協議内容〉 ○会議の開催(10月~11月) • 制度改正、予算 ・新年度事業の説明 支所からの要望等 37 事務手続きの簡素化 総務課 H23 ◇ 各種申請書等における不必要な記載事項や押印等 の見直しを行う。 ① 申請書・届出書等の押印、添付書類、記載項目 〇 申請書・届出書等の押印、添付書類、 の見直し基準の作成 記載項目の見直し基準の作成 ② 見直し基準に基づく、各部署への見直し可能事 〇 見直し基準に基づく、各部署への見直 項の照会・取りまとめ し可能事項の照会・取りまとめ ③ 見直しに関し改正を要する規則及び要綱等の整 | ○ 見直しに関し改正を要する規則及び要 綱等の整備 ④ 見直し基準に基づく、新規要綱等制定の周知 ○ 見直し基準に基づく、新規要綱等制定 の周知 ⑤ 随時見直しの周知

	基本方針	IV 民間	多託等の	推進			
	重点項目	1 業務	の民営化	・民間委託の推進			
	具体的項	i 🗏	目標年度	期間中の主な取り組み(H23	3∼H27)	平成23年度の取り組み計画	担当課
3	 8 「事務事業・業 推進ガイドライ		H27	◇ 「事務事業・業務見直し推進ガイ づく民営化・民間委託を推進する			行財政改革 推進本部
	づく民営化・民 推進	間委託の		① 事務事業・業務見直し行動計画の進捗管理	i(H22~H26)	○ 事務事業・業務見直し行動計画の進捗 管理	
	※事務事業・業務見証 ドラインとは、「業務 推進」・「業務の効率 処理の簡素化」・「組 の手法によって町が行 善策を検討する際の基 方を示したもの	勝の外部化の 化」・「事務 織の見直し」 行う業務の改		② 第2次行動計画(H27~)の策定 ③ 第2次行動計画の策定及び実施		○ 第2次行動計画の策定に向けた検討	
3	9 民間委託等の実 運営状況の把握	愛施効果と	H27	◇ 民間委託等の実施効果と運営状況な指導を行う。① 運営状況把握のための資料収集② 民間委託による効果を検証③ 助言・指導		○ 運営状況把握のための資料収集○ 民間委託による効果を検証○ 助言・指導	行財政改革 推進本部

	基本方針	IV 民間		推進			
	重点項目	2 公共	共施設の管	理運営の効率化			
	具体的項		目標年度	期間中の主な取り組み(H	123~H27)	平成23年度の取り組み計画	担当課
4	○ 「公共施設見直 針・実施計画」 管理運営の効率	に基づく	H27	◇ 「公共施設見直し基本方針・乳き、管理運営の効率化を進め① 公共施設見直し基本方針・乳に基づく、進捗管理	る。	○ 公共施設見直し基本計画・実施計画に 基づく進捗管理	行財政改革 推進本部
	※公共施設見直し基本計画とは、公共施設の 計し、町としての適正 合を進める際の基本的 具体的な計画を示した)あり方を検 E配置や統廃 的な考え方や		② 実施計画の総括及び今後の7 ※ 歳入効果額 △11,686千 ※ 歳出効果額 50,552千	-円		
4	1 (財)新上五島 社の活用策とあ 討		H24	 ◇ 公社の町全域での活用策及びする。 ① 公有財産管理部門の事業拡充 ② 体験施設の充実 ③ 椿油の安定供給及び収益の持 ④ 法人格の見直し ※ 歳入効果額 8,000千円 	大	○ 公営住宅の維持管理業務を追加○ 体験施設の充実○ 椿油の安定供給及び収益の拡大○ 法人格の見直し※ 歳入効果額 3,000千円	まちづくり推進課

Ī	基本方針	V 組織	機構の見	直し		
	重点項目	1 行政	女機構等の			
	具体的項		目標年度	期間中の主な取り組み(H23~H27)	平成23年度の取り組み計画	担当課
4	2 行政組織の将来定	構想の策	H26	 ◇ 人員削減に対応した行政組織の将来構想を策定し職制の見直しを含めて組織の整理統合を計画的に進める。 ① 組織の整理統合の実施(平成23年度) ② 各部署における施設の統廃合の実施に基づく組織の見直しを検討 ③ 各課ヒアリング(各課における班の統廃合、事務事業の将来的見通し、職制の見直し) ④ 各支所の今後の業務及び人員配置、支所そのもののあり方について協議 ⑤ 将来構想素案の作成・公表 	とまちづくり推進課の一部の業務を移管する総合政策課を新設 ○ 監理課の検査部門及び入札関係部門を財政課に移管 ○ 財産管理課を新設し、監理課の登記管財班と総務課の管理班の業務を移管 ○ 農林課が農業委員会を併任対応また議	総務課
4	3 周辺住民の不安 の検討	の解消策	H27	 ◇ 職員減少による周辺住民の不安解消策を検討する ① 周辺住民の不安解消策に関して、各課の協働推進員による検討会議を実施 ② 職員減少に伴う各種業務への対応は、本庁と支所の連携強化や民間委託等を検討 ③ 協働事業が実施できるような組織づくりの推進 ④ 全地区の郷長及び駐在員を対象に「協働のまちづくり」講演会を開催 ⑤ 地域活動支援事業補助金及び出前講座の制度を周知 	施 職員減少に伴う各種業務への対応は、本庁と支所の連携強化や民間委託等を検討 協働事業が実施できるような組織づくりの推進	総務課 まちづくり 推進課

基本方針	V	組織	機構の見		
重点項目	1	行政	機構等の		
具体的項[目標年度	期間中の主な取り組み(H23~H27) 平成23年度の取り組み計画	担当課
				⑥ 地域からの陳情要望に対しての適切な対応 ※「地域に飛び出す公務員を応援する首長連合」の H23.3.17発足にあたり、井上町長が発起人の一人として参加したが、職員が仕事以外でも積極的 に地域に関わることを呼びかけ、そのような活動 に参加しやすい職場づくりに努める。	
44 駐在員制度の見 1	直し		H25	◇ 旧町間の制度の違いを統一するなど、駐在員制度 のあり方を検討する。	総務課
				① 平成23年度上半期に駐在員連絡協議会を開催 し、パブリックコメントや地域審議会での駐在 員制度に対する意見を公表	
				② 検討内容の確認や協議会のあり方を再度協議し ○ 検討内容の確認や協議会のあり方を再	
				③ 各課において文書配布等以外で駐在員に依頼し ている業務(報酬等支給の有無を含む)の調査 ○ 各課において文書配布等以外で駐在員 に依頼している業務の調査	
				④ 激変緩和措置期間(平成24年度まで)終了後の報酬等、条例改正に向けて関係機関で協議	
				⑤議会上程後、完全実施	
45 保育所の幼保一: まえた統廃合計			H27	◇ 今後の幼児数の推移を見ながら、保育所・幼稚園 の統廃合計画を策定する。	こども課
				① 町内の幼稚園・保育所のあり方について、私立 〇 町内の幼稚園・保育所のあり方につい て、私立保育園を含め検討し、統廃合計画を策定 て、私立保育園を含め検討し、統廃合	
				② 東浦幼稚園の休廃園について、関係者との協議 計画を策定 ③ へき地保育所の再編について、関係者と協議	

基本方針 V:	組織機構の見	直し						
重点項目 1	重点項目 1 行政機構等のあり方の検討							
具体的項目	目標年度	期間中の主な取り組み(H23~H27)	平成23年度の取り組み計画	担当課				
		 ④ 奈良尾保育所、有福保育所を廃園 ⑤ 神部幼稚園、上荒川幼稚園、崎浦幼稚園の廃園について検討 ⑥ 協議が整ったへき地保育所の再編 ⑦ こども園設置についての検討 ⑧ 若松保育所のこども園移行についての検討 ⑨ 他の保育所、幼稚園のこども園移行等について継続協議 	○ 東浦幼稚園の休廃園について、関係者との協議○ へき地保育所の再編について、関係者と協議○ 奈良尾保育所、有福保育所を廃園					
※ハザードマップとは、自然災による被害を予測し、その被害 囲を地図化したもの 予測される災害の発生地点、被の拡大範囲および被害程度、さには避難経路、避難場所などの報が図示されている	害ら し	 ◇ 住民生活に脅威を与えるあらゆる危機に対して、 迅速かつ的確に対応できる体制を構築する。 ① 防災計画の見直し及び修正 ② ハザードマップの作成に向けて、協議・検討 ③ 防災行政無線のデジタル化整備 ④ 各種危機管理案件に関し、県危機管理課の対応 状況について情報収集を行い、その対応を検討 ⑤ 危機管理体制の構築 	 ○ 現在指定している避難場所が各種災害に対応可能か再調査(防災計画の修正) ○ 県からの指導・協議をしながら地震・津波等の対応をより明確化し、防災計画書を見直し及び修正 ○ 防災行政無線をデジタル統合卓で一括統合する過程で、高熨斗中継局の整備として、地質調査及び敷地造成の整備として、地質調査及び敷地造成の整備 ○ 各種危機管理案件に関し、県危機管理課の対応状況について情報収集 	総務課				

	基本方針	VI 定員	員管理と給	与の適正化等		
	重点項目	1 定員	員管理の適	正化		
	具体的項		目標年度	期間中の主な取り組み (H23~H27)	平成23年度の取り組み計画	担当課
4	7 定員適正化計画 員削減と年齢構 した採用の実施	成に配慮	H27	◇ 定員の適正化を進めるとともに、町組織の年齢構成に配慮した採用に努める。① 募集退職を実施② 採用試験における受験資格年齢幅拡大等の採用条件の検討	○ 募集退職を実施○ 採用試験における受験資格年齢幅拡大 等の採用条件の検討	総務課
4	8 ワークシェアリ 可能性の検討 ※ワークシェアリング 者どうしで雇用を分け	ブとは、勤労	H27	 ◇ 将来的なワークシェアリング導入の可能性について検討する。 ① 先進自治体の実例など、情報の収集及び調査② 導入の可能性の検討 	○ 先進自治体の実例など、情報の収集及び調査○ 導入の可能性の検討	総務課

基本方針 VI 定員管理と給与の適正化等 重点項目 給与の適正化 具体的項目 日標年度 期間中の主な取り組み(H23~H27) 平成23年度の取り組み計画 担当課 総務課 49 人事院勧告に基づく給与 H27 ◇ 国における給与構造改革に進じて給与水準を見直 水準の見直し す。 ① 人事院勧告の改廃を受けて、県、近隣自治体の ○ 人事院勧告の改廃を受けて、県、近隣 情報を収集し、給与水準の見直しを検討 自治体の情報を収集し、給与水準の見 ※人事院勧告とは、民間企業の賃 金水準の調査等を行い、その調査結果により、国家公務員の給与、 直しを検討 諸労働条件等の変更について差を 埋めるよう国会および内閣に対し て人事院が行う勧告 総務課 H27 50 特殊勤務手当を含む諸手 ◇ 各種手当を総点検し、不適切な手当については国 ・他地方公共団体に準じて見直す。 当の見直し ○ 各種手当ての内容を精査し、支給方法 も含め見直しを検討 ① 各種手当ての内容を精査 ② 支給方法も含め見直しの検討 ○ 国等の制度改正等を踏まえ、随時見直 しを検討 ③ 国等の制度改正等を踏まえ、随時見直しを検討

基本方針 VI 定員管理と給与の適正化等 時間外勤務手当の削減 重点項目 期間中の主な取り組み(H23~H27) 具体的項目 日標年度 平成23年度の取り組み計画 担当課 総務課 |51||業務効率化による時間外 H27 ◇ 所属長が率先して業務効率化を進めることにより 勤務の削減 時間外勤務を削減する。 ① 課長会議での周知 ○課長会議での周知 • 時間外勤務の事前命令の徹底 〇 取組の実績調査 • 年間の時間外勤務予定の把握と進捗管理 ※ 歳出効果額 546千円 • 事務の平進化 • 事務分掌の柔軟な調整 所属長の率先取組 ② 取組の実績調査 ③ 各年度において、平成22年度時間外手当決算 額の5%削減を目標と設定 (ただし、消防・選挙を除く) ※ 歳出効果額 2.730千円

Ī	基本方針	VI UD (そとの協働	に向けた環境づくり			
	重点項目 1 町民参画の推進						
	具体的項目		目標年度	度 期間中の主な取り組み (H23~H27)		平成23年度の取り組み計画	担当課
5.	プリックコメントの充 実		H27	◇ 町民の意見を各種計画策定に活かすためパブリックコメント制度の更なる充実を図る。			まちづくり 推進課
	※パブリックコメント が基本的な政策等を策			① 新上五島町パブリックコメン た取扱要領等を作成	/卜実施要綱に準じ	〇 新上五島町パブリックコメント実施要綱に準じた取扱要領等を作成	
	に、その趣旨や内容等し、住民から寄せられ	を広く公表		② 取扱要領等の職員への周知		○ 取扱要領等の職員への周知	
	考慮して、政策等を決 もに、意見等に対する 方を公表する一連の手	定するとと 行政の考え		③ 各年度において、パブリック ームページ等で公表	フコメント実績をホ	○ 平成22年度のパブリックコメント実績をホームページ等で公表	
5	3 各種審議会等へ 員の拡充	の公募委	H27	◇ 各種審議会等における公募委員 る。	られる い導入を更に進め		総務課
				① 「新上五島町附属機関等の設 る指針」に基づいた公募委員 徹底		○ 指針に基づいた公募委員の導入促進の 周知徹底	
				② 公募委員導入が不可能である 化	る場合の根拠の明示	○ 公募委員導入が不可能である場合の根拠の明示化	
				③ 導入状況の確認及び導入促進	の周知		
				④ 委員数に占める公募委員の割 10%と設定	合を平成27年度		
5	4 各種審議会等の 議要旨の公表	公開、会	H27	◇ 各種審議会等は原則公開とし、 ページ上で公開する。	会議結果をホーム		総務課
				① 「新上五島町附属機関等の設 る指針」に基づいた会議の公	電及び運営に関す 開等の周知徹底	○ 指針に基づいた会議の公開等の周知徹 底	
				② 非公開である場合の根拠の明 ③ 公開状況の確認及び公開促進		○ 非公開である場合の根拠の明示化 ・公表目標数値を100%と設定	

	基本方針	基本方針 町民との協働に向けた環境づくり					
	重点項目	重点項目 1 町民参画の推進					
	具体的項目		目標年度	期間中の主な取り組み(H23~H27)	平成23年度の取り組み計画	担当課	
				④ 各年度において、附属機関における会議結果の 公表目標数値を100%と設定 (非公開の場合を除く)			
5	┃ ○ 各種審議会等の ┃ 女性登用の推進		へ の	H27	◇ 男女共同参画社会づくりの一環として審議会等の 委員への女性の登用を推進する。		総務課
					① 「新上五島町附属機関等の設置及び運営に関する指針」及び「新上五島町男女共同参画基本計画」に基づいた女性委員の登用促進の周知徹底	○ 指針及び基本計画に基づいた女性委員 の登用促進の周知徹底	
					② 女性委員の登用が不可能である場合の根拠の明示化 ③ 登用状況の確認及び登用促進の周知 ④ 委員数に占める女性委員の割合を平成27年度30%と設定	○ 女性委員の登用が不可能である場合の 根拠の明示化	
E	56 町民アンケート	の充	実	H24	 ◇ 町民の意見を町政に活かすため、町民を対象とした定期的アンケートの仕組みを作る。 ① 各自治体の情報収集 ② アンケート方法及び内容の検討、予算化 ③ アンケートの実施 ④ 調査結果の検証 ⑤ 今後の取り組みについての方針決定 	○ 各自治体の情報収集○ アンケート方法及び内容の検討、予算化	総務課

町民との協働に向けた環境づくり 基本方針 町民参画の推進 重点項目 具体的項目 日標年度 期間中の主な取り組み(H23~H27) 平成23年度の取り組み計画 担当課 57 アダプト・プログラムの 土木課 H27 ◇ 清掃・美化活動に取り組む意思がある概ね5人以 推進 上で構成される団体を登録し、道路、河川、漁港 、公園における清掃・美化の推進を図る。 ① 町が管理する施設に対する団体の自発的な清掃 〇 町が管理する施設に対する団体の自発 ※アダプト (ADOPT) とは、養 • 美化活動を町が支援を行うことにより、各地 的な清掃・美化活動を町が支援を行う 子にすること 道路や河川など一定区画が、住民 区における団体活動の推進と活性化を図る ことにより、各地区における団体活動 や企業によって、愛情と責任を の推進と活性化を図る 持って清掃美化されることから、 ② 各年度において、新規登録団体数を2団体増で 「アダプト(養子にする)」に例 設定(平成22年度登録団体数 55団体) えられ、「アダプト・プログラ 〇 登録団体日標数 57団体 ム」と呼ばれている ※ 歳出効果額 8.730千円 ※ 歳出効果額 1.480千円

町民との協働に向けた環境づくり 基本方針 重点項目 町民活動の支援 具体的項目 日標年度 期間中の主な取り組み(H23~H27) 平成23年度の取り組み計画 担当課 58 町民活動への支援体制・ H27 まちづくり ◇ 過疎化・高齢化の進行により伝承文化の保存等が 推進課 環境づくり 危惧されることから、コミュニティ活動への支援 を行う。 ① 住民及び駐在員等に対し、地域活動支援事業補 〇 住民及び駐在員等に対し、地域活動支 助金及び出前講座制度の周知 援事業補助金及び出前講座制度の周知 ② 全地区の郷長及び駐在員を対象に「協働のまち 10 全地区の郷長及び駐在員を対象に「協 づくり」講演会を開催し地域づくりの推進を図 働のまちづくり

「講演会を開催し地域 づくりの推進を図る。 る。 ③ 町ホームページ及び広報紙により出前講座メニ ューを周知 59 NPO・ボランティア等 H27 ◇ NPO法人・ボランティア団体・地域づくり団体の まちづくり の支援 活動を支援する。 推進課 ① ボランティア団体等に必要な情報提供 ○ ボランティア団体等に必要な情報提供 ② ボランティア団体にまちづくり推進団体登録制 10 ボランティア団体にまちづくり推進団 度の周知を図り、地域活動支援事業の推進を図 体登録制度の周知を図り、地域活動支 援事業の推進を図る ③ まちづくり推進団体数を平成27年度、20団体 10 まちづくり推進団体目標数 10団体 を目標と設定(平成22年度 8団体) 60 町政出前講座の実施 H27 |◇町民の要請に応じて、町職員が地域に赴いて町政 まちづくり 推進課 の重点事業等を説明する。 ① 各課に出前講座メニューを照会し、町ホームペ 〇 各課に出前講座メニューを照会し、町 ージ、広報紙及び回覧で周知 ホームページ、広報紙及び回覧で周知 ② 出前講座数を平成27年度、20回を目標と設定「○ 出前講座目標数 10回

町民との協働に向けた環境づくり 基本方針 重点項目 町民活動の支援 具体的項目 日標年度 期間中の主な取り組み(H23~H27) 平成23年度の取り組み計画 担当課 61 地域SNSの有効活用 H27 ◇ 町民活動を支援するため、地域SNSの有効活用を まちづくり 推進課 進める。 ① アンケートによる現状把握と計画策定 ○ アンケートによる現状把握と計画策定 ※SNSとは、人と人とのつなが りを促進・サポートする、コミュ ○ サイト内のリニュアル ② 計画の実行及び修正 ニティ型のWebサイト。 友人・知 人間のコミュニケーションを円滑 ③サイト内の随時リニュアル ○ SNSを中心とした活動目標数 1件 にする手段や場を提供したり、趣 味や嗜好、居住地域、出身校、あ ④ 会員登録者数を平成27年度1.800人と設定 るいは「友人の友人」といったつ (現在約1.400人) ながりを通じて新たな人間関係を 構築する場を提供する、会員制の ⑤ SNSを中心とした活動数を平成27年度5件と サービスのこと 設定(現在 O件) 62 協働のまちづくりの推進 H27 ◇ 町職員が地域との交流を深め、協働のまちづくり まちづくり 推進課 を推進する。また、町職員の地域活動等への参加 を促す。 ① 全地区の郷長及び駐在員を対象に「協働のまち 〇 全地区の郷長及び駐在員を対象に「協 づくり」講演会を開催 働のまちづくり | 講演会を開催 ② 住民、駐在員等に地域活動支援事業補助金及び 〇 住民、駐在員等に地域活動支援事業補 出前講座の制度の周知 助金及び出前講座の制度の周知 ③ 町ホームページ及び広報紙により出前講座メニ コーを周知 |※ 4/1異動者訓示において、町長が「地域に飛び出 す公務員を応援する首長連合」について説明し、 職員の地域活動への積極的な参加及び所属長への 配慮を要請

	基本方針	W	町民	ことの協働	に向けた環境づくり		
	重点項目 3 公正の確保と透明性の向上						
	具体的項			目標年度	期間中の主な取り組み(H23~H27)	平成23年度の取り組み計画 担	当課
6	63 情報公開の推進			H23	◇ 報道機関等への情報提供や、ホームページ し、行政情報を住民へ積極的に公表する。① 各課へホームページ公開等の周知徹底② 報道機関等への情報提供処理マニュアルの	○ 各課へホームページ公開等の周知徹底 ○ 報道機関等への情報提供処理マニュア	務課
6	64 行政手続きの明示			H27	 ◇事務の種類別に標準処理期間及び審査基準め、備え付け場所等を整備する。 ①新上五島町行政手続条例に基づき、各種許認可等に係る標準処理期間審査基準のび公表用書面を設置 ②各種制度の改廃に伴う公表用書面の見直 ③各部署窓口における書面の目標設置率をと設定 	申請、 ○ 新上五島町行政手続条例に基づき、各 設定及 種申請、許認可等に係る標準処理期間 審査基準の設定及び公表用書面の作成 を設置	務課